

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第3回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年8月25日(水) 午前9時30分～午前10時7分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春(欠席)	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 非農地について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第3回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、7番池田委員、8番瀬角委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号非農地について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の2ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人〇〇〇〇様、申請地は地目畑で、〇〇字〇〇番、面積は465㎡となっております。</p> <p>申請地は、平成14年8月に5条許可を受けており、山林となっていました。昨年度の豪雨災害で隣接する山の斜面が崩れたことにより、土砂で木も流されたということです。現在は、復旧工事により、更地となっており、斜面の工事を現在も行っているため、工事資材や重機が置いてある状況です。</p> <p>5条許可時に登記地目の変更をしておらず、畑となっておりますが、所有者は県外在住で高齢であることから、今後農業をすることも困難であるため、雑種地に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。</p> <p>雑種地で申請は出されておりますが、非農地証明取扱い要領第4条第3号のとおり、自然災害により農地性が消滅したものと考えられるため、原野に該当すると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3番委員	<p>8月16日、私と下瀬委員、事務局職員2名、計4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇さんで、申請地について現地を確認したところ、昨年7月の豪雨災害により隣接する山の斜面が崩れており、現在復旧工事を行っていました。土砂が申請地にも流れ込み、現況は山林でしたが、木が流されたということです。現在は更地になっておりますが、工事資材や重機が置いてあり、土にも軽石やシラスが混</p>

	<p>ざっています。</p> <p>また、申請者は、県外に住んでおり、今後農業をする事も出来ず申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から雑種地に変更したいとのことでございます。</p> <p>以上のことから農地として復旧することは困難であると判断いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>
議 長	<p>議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号農地法第3条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は4ページになります。</p> <p>合わせて別紙の申請地を示した地図2ページから御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は、3件でございましたが、8月23日に受付番号2番譲受人〇〇〇〇さん、譲渡人〇〇〇〇さんから許可申請書の取り下げ願いが提出され、これを受理しましたので、2件となります。</p> <p>それでは1番と3番について説明します。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
5 番委員	1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇〇〇さんの田を〇〇〇〇さんが使用しており、譲渡人の〇〇〇〇さんの希望で譲りたい、譲受人の〇〇〇〇さんは経営規模拡大ということで何ら問題ありません。
3 番委員	3 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで本人同士の希望により、経営規模拡大になりますので何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 2 号は、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。 議案書 6 ページをお開きください。 今月は、田 46 筆 41,332 m ² 、畑 22 筆 17,076 m ² の合計 68 筆 58,408 m ² の利用権設定がありました。 それでは、順番に説明いたします。 1 番は、新規契約で 5 年間の使用貸借です。 2 番、3 番は、新規契約で 5 年間の賃貸借です。 4 番から 15 番は、新規契約で 5 年間の使用貸借です。 16 番は再契約で 5 年間の賃貸借です。 17 番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満 菌 秀彦との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の賃借、公社と耕作者の賃借で 2 回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。 公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。

	<p>17番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>18番以降は7ページをご覧ください。</p> <p>18番から20番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>21番から23番は、19年4ヶ月間の貸貸借です。</p> <p>24番、25番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>26番は、19年4ヶ月間の貸貸借です。</p> <p>27番は、10年間の使用貸借です。</p> <p>28番から30番は、10年間の貸貸借です。</p> <p>31番から34番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>35番以降は8ページをご覧ください。</p> <p>35番、36番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>37番から39番は、10年間の貸貸借です。</p> <p>40番から44番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>45番から47番は、19年4ヶ月間の貸貸借です。</p> <p>48番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>49番は、19年4ヶ月間の貸貸借です。</p> <p>50番は、10年間の使用貸借です。</p> <p>51番は、10年間の貸貸借です。</p> <p>52番以降は9ページをご覧ください。</p> <p>52番、53番は、10年間の貸貸借です。</p> <p>54番から59番は、19年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>60番から62番は、10年間の貸貸借です。</p> <p>63番、64番は、6年4ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>65番は、7年1ヶ月間の貸貸借です。</p> <p>66番、67番は、5年間の貸貸借です。</p> <p>68番は、6年11ヶ月間の使用貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
2番委員	1番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんこちらは垂水市の荒廃農地再生促進事業を使用する予定で、5年間の使用貸借で新規契約ということで問題ありません。
7番委員	2番3番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さん上野台地でこの畑の隣に借人〇〇〇〇さんが畑を持っており、〇〇〇〇さんが借りるということになりました。5年間の貸貸借で新規契約ということで問題ありません。

8番委員	4番貸人〇〇〇〇さん、5番貸人〇〇〇〇さん、6番貸人〇〇〇〇さん、7番貸人〇〇〇〇さん、8番貸人〇〇〇〇さん、9番10番貸人〇〇〇〇さん、11番貸人〇〇〇〇さん、12番貸人〇〇〇〇さん、13番14番貸人〇〇〇〇さん、15番貸人〇〇〇〇さん、借人は全て〇〇〇〇さんで〇〇〇〇さんの豚舎の隣の土地で垂水市の荒廃農地再生促進事業を利用して耕作します。全て5年間の使用貸借で新規契約ということで問題ありません。
9番委員	16番貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんで5年間の賃貸借の再契約ということで問題ありません。
議長	ありがとうございます。 ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議場	なし。
議長	異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	はい。
議長	議案第3号は、原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第3回総会を終了いたします。 垂水市農業委員会 会 長 葛 迫 巧 署名委員 池 田 穰 二 署名委員 瀬 角 初 美